

神戸市への企業誘致サポート業務 仕様書

神戸市経済観光局企業立地課

1. 業務の名称

神戸市への企業誘致サポート業務委託

2. 目的

多様な産業分野に精通するとともに企業情報の収集分析に強みと独自のネットワークを持つ事業者と連携し、様々な産業分野のリーディング企業、IT・コンテンツ産業等の成長性の高い企業、神戸経済への波及効果の高い企業、神戸のイメージや発信力の向上につながる企業等へ効果的に誘致活動を行い、神戸市への企業拠点の移転や新規開設につなげ、神戸市民の新たな雇用の創出、神戸経済の活性化を図る。

3. 契約の種別・支払方法

契約の種別は総価契約による委託契約、支払いは一括払いとする。

4. 業務内容

① 誘致対象企業の提案

ア 受託者のノウハウとネットワーク等を活用し、神戸市（以下、「本市」と言う。）への拠点の移転又は本市での拠点新設の可能性のある企業、高等教育機関、在日商工会議所といった海外経済団体（以下、「企業等」と言う。）を提案する。

イ 提案する企業等は以下の a. b を全て満たすものとする。

a. 常用雇用者 50 人（※1）又は賃借面積 1,000 ㎡以上の規模を期待できるもので、賃借等により本市内のオフィスビル等に本市外からの移転又は新設をする企業（※2）。

※1 常用雇用者とは、誘致する企業拠点を主たる勤務場所とし、誘致対象企業に直接雇用され、雇用保険の一般および高齢者被保険者資格を取得している者で、期間の定めなく雇用されており、継続して雇用される見込みのある者をいう。

※2 オフィスとは、企業等の事務所に使用される区切られた占有のスペースを指し、調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、管理業務部門などの本社機能、研究開発機能、人材育成機能その他の業務機能を有するものをいい、住居、工場、店舗、商品（原材料を含む）保管用倉庫、個人及び一般消費者等に対し販売やサービスを行う店舗型オフィス並びに各種教室等及び他人に貸付や使用させる貸事務所及び貸倉庫等は除く。

b. 日本国内に本社がある企業（外資系企業日本法人を含む）

ウ 受託者は、企業等、受託者及び本市職員での面談の場を設け、本市による PR 及び本市への企業誘致につき、連携した活動を行う。

エ 誘致活動にあたっては、本件受託事業者は「神戸市企業誘致パートナー」と称することができる。

オ 受託者の提案等に基づき、本市と協議のうえ、誘致活動を行う。

② 誘致対象企業との引合せ及び連携した誘致活動

ア 前述①で調整した誘致対象企業との引き合わせに向け、本市担当職員のスケジュールを踏まえ、

引き合わせ日時・場所を誘致対象企業と調整する。

なお、引合せについては、誘致対象企業の進出に関し一定の判断権限をもつ人物（幹部社員等）とし、受託者も引き合わせの機会に同席し、連携して誘致活動を行うものとする。

また、引き合わせの場は原則日本国内に限る。

イ 委託期間内に、6社以上の引合せを行う。

ウ 面談後、必要に応じて先方へ状況確認などを行い、その結果を本市職員に報告するとともに、継続的な誘致に効果的なアドバイスの提供などのフォローを行う。

エ 誘致対象企業の引き合わせの初回面談の実施以降において、同一企業に対し、本市職員の担当者を変えて再度、面談の場を設ける可能性もある。

5. 契約期間（予定）

契約締結日から令和8年3月31日まで

6. 履行場所

神戸市経済観光局企業立地課

7. その他契約に関する条件等

- ・引き合わせ件数が6件に満たない場合、契約金額（税込）を6で除した金額を1件当たりの単価とし、6件に達しない件数に乗じた金額を契約金額から減額とする。6件の引き合わせが難しいと見込まれる場合、令和8年1月末までに本市に伝え、速やかに協議するものとする。
- ・本業務の実施にあたっては、「情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。内容は下記 URL を参照すること。
<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>
- ・受託事業者は、本業務により知り得た情報の一切を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ・本市が提供するデータや資料の一切を、本業務以外の目的で利用及び複写・複製を行ってはならない。

8. 担当部署、問い合わせ先

神戸市 経済観光局 企業立地課

担当：麻生、川上

TEL：078-984-0291 E-mail：corp_re@city.kobe.lg.jp